
若草一丁目町内自主防災会規約



令和6年4月7日

若草一丁目町内会

若草一丁目町内自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、若草一丁目町内自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、町内会の住民がお互いに助け合い、自主的な防災活動を行うことで地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために志津南地区内における他の町内自主防災会と合同で事業を行うことができる。

- (1) 防災計画の作成に関する事。
- (2) 防災に関する知識の普及と啓発に関する事。
- (3) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達並びに出火防止、初期消火、救出、救護、給食、給水等応急対策に関する事。
- (6) 防災資機材等の整備に関する事。
- (7) 他組織との連携に関する事。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、若草一丁目町内会の住民をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 班 長 | 6名 |
| (5) 専門委員 | 6名 |

2, 会長には町内会会長、副会長には町内会副会長、会計には町内会会計、避難誘導には班長、専門委員が就くものとする。

3, 委員の任期は町内会役員の任期と連動する。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。会長は若草・岡本西地区協働活動委員会の自主防災連合会の委員の任に就く。

2, 副会長、会計は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3, 班長、専門委員は、地震等の発生時における避難誘導を行う。

(会議)

第7条 本会に総会を置く。

本総会は町内会総会と兼ねるものとする。

(総会)

第8条 総会は、町内会の総会構成員をもって構成する。

2, 総会は、毎年定期に開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

なお、総会は町内会総会をもってそれに変えることができる。

3, 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4, 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 事業計画に関する事。

(3) 防災計画の作成及び改正に関する事。

(4) その他、総会が特に必要と認めた事。

(経費)

第9条 本会の運営に必要な経費は、町内会の予算に定める。

(規約の改廃)

第10条 本規約は、総会において、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

付則

・平成20年4月1日から施行する。

・平成24年3月17日施行、まちづくり協議会発足に伴う改定

・平成26年4月6日施行、志津南地区から志津南学区に変更に伴う改定

・平成31年3月31日施行、若草・岡本西地区自主防災連合会規則等に伴う改定

・令和6年4月7日施行、第5条(役員)2項に会計1名・専門委員6名を追加及び組織図の変更に伴う改定

町内自主防災会組織図

災害時の役割

